

奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年九月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 益田 吉博 五條市滝町三五九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 林 静夫 五條市湯谷市塚町四八五